

# 第23回福島県知事選挙等啓発委託事業 公募型企画プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要等

### (1) 事業名

第23回福島県知事選挙等啓発委託事業

### (2) 事業概要

第23回福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙（以下それぞれ「知事選」、「県議補選」という。）の投票日及び投票環境等について周知するとともに投票参加を呼びかけることを目的とする。

### (3) 仕様書

別紙「第23回福島県知事選挙等啓発委託事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (4) 委託契約額の上限

22,277千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 委託契約期間

契約の日から令和8年12月28日（月）

## 2 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という）は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 福島県内に本社又は事務所・事業所を置き、かつ、県内で確実な業務遂行体制が確保されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 募集開始から企画提案書等提出期限の日までの期間において、本県及び国の機関（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る）における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

(7) 本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行できること。

(8) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける法人格を有する者であること。

(9) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

(10) 県税を滞納している者ではないこと。

(11) 消費税又は地方消費税を滞納しているものではないこと。

### 3 プロポーザルの実施スケジュール

公募開始	令和8年6月18日（木）
質問書の提出期限	令和8年6月25日（木）17時【必着】
質問書への回答	令和8年6月29日（月）
参加表明書の提出期限	令和8年7月1日（水）17時【必着】
参加資格の確認通知	令和8年7月3日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月8日（水）17時【必着】
プレゼンテーション	令和8年7月10日（金）
審査結果の通知予定	令和8年7月13日（月）
仕様書協議	令和8年7月13日（月）頃
契約締結予定日	令和8年7月17日（金）頃

### 4 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザル参加に係る書類の入手

参加を希望する者は、福島県選挙管理委員会事務局のホームページから必要書類をダウンロードする。

※URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

なお、本プロポーザルに係る説明会は実施しないことから、募集要領や仕様書等を精読の上、参加すること。

(2) 参加表明書の提出

参加者は、【様式1 参加表明書】に必要添付書類を添えて以下により提出すること。  
なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年7月1日(水) 17時まで(必着)

イ 提出方法

電子メールにより「7 担当課」に提出すること。

※メール送信後は、必ず担当課に電話連絡を行い、受信の確認を受けること。

ウ 留意事項

提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

(3) 参加資格の審査

参加表明書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和8年7月3日(金)までに参加表明者へ通知する。

(4) 質問書の受付

募集要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、次のとおり【様式2 募集要領等に関する質問書】を提出することができる。

ア 提出期限

令和8年6月25日(木) 17時まで(必着)

イ 提出方法

電子メールにより「7 担当課」に提出すること。

※メール送信後は、必ず担当課に電話連絡を行い、受信の確認を受けること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年6月29日(月)中に、福島県選挙管理委員会事務局のホームページで公表することとし、質問者に対する個別の回答は行わない。

(5) 企画提案書等の提出

上記(2)により「参加表明書」を提出した者は、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和8年7月8日(水) 17時まで(必着)

イ 提出方法

「7 担当課」へ郵送又は持参により提出すること。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書 正本1部、副本12部

企画意図、絵コンテ、ラジオスポットのナレーション、ホームページのイメージ、特にSNSを活用した企画においては、企画内容が具体的に分かるもの。

(イ) ポスター企画案 (B2サイズ1部、A4サイズに縮小したカラーコピー13部)

(ウ) 業務実施体制表 (様式3)

(エ) 見積書 13部

事業の内容ごと、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう積算すること。

(オ) その他、企画提案を説明するのに必要な書類

エ 留意事項

(ア) 失格又は無効となる場合

- 参加資格のない者が提出した企画提案
- 委託契約額の上限額を超えた金額となる企画提案
- 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書等が提出された場合
- 虚偽の内容が記載されている企画提案
- 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- 提出書類に不備があった場合
- 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- 本募集要領に違反すると認められる場合
- その他、福島県選挙管理委員会事務局が予め指示した事項に違反した場合

(イ) 複数企画提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(ウ) 提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出の禁止

企画提案書等の提出後、その内容変更、差替え又は再提出は認めない。

(エ) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、【参加辞退届(様式任意)】を提出すること。

(オ) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する経費等は、参加者の負担とする。

(カ) その他

- 参加者は参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- 企画提案書の作成及び留意事項  
提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となる。

## 5 事業委託予定者の決定方法

### (1) 審査方法

本事業の委託予定者の選定は、別途設置する「審査委員会」が行う。

審査委員会は、提出を受けた企画提案書等を、参加者からのプレゼンテーションを踏まえ審査し、総合的に評価の上、事業委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

#### ア プレゼンテーションの内容

参加者は提出した企画提案書等の説明及び審査員からの質疑応答に対応する。

#### イ プレゼンテーションの実施日等

令和8年7月10日（金）福島市内の会場

※詳細な時間、会場は、上記4(3)による参加資格の審査において、参加資格を満たすと認められた者に対し、その通知と合わせて別途通知する。

### (2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

### (3) 評価方法

ア 審査項目ごとに評価点を付す。

イ 評価基準は、次のとおりとする。

5点：優れている

4点：やや優れている

3点：普通

2点：やや劣る

1点：劣る

#### ウ 業務委託予定者の選定

(ア) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を事業委託予定者（単独随意契約の予定者）とし、それに次ぐ者を次点者として選定する。

(イ) 審査委員1人当たりの得点の上限(100点)に審査委員数を乗じて得た数の60%以上の合計得点を得ていることを最低基準とする。

(ウ) 参加者が1者の場合、最低基準を満たしていることを選定の条件とする。

(エ) 合計得点が同点となった場合は、審査委員会による協議の上、選定する。

### (4) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、参加者全員に通知する。

イ 事業委託予定者とならなかった者へ審査結果を通知するときは、その通知の日の翌日から起算して14日以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる旨を通知する。

ウ 審査結果を福島県選挙管理委員会事務局のホームページに掲載する。なお、掲載する内容は、事業委託予定者名及び合計得点、事業委託予定者以外の参加者の合計得点とする。

## 6 仕様協議及び契約の締結

### (1) 仕様協議

選定した事業委託予定者と県が協議し委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

なお、仕様書の内容は事業委託予定者が提案した内容を基本とするが提案内容のとおりには反映されない場合がある。

また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は、上記(1)の協議結果を踏まえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。

### (3) その他

事業委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合又は事業委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において合計得点が次点であった者と協議する。

### (4) 契約保証金について

事業委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### (5) 契約に関する条件等

受託者は、事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託事業を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

### (6) 関係書類の整備

受託者は委託事業に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本事業に係る書類を一定期間保存すること。

## 7 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

福島県総務部市町村行政課（福島県選挙管理委員会事務局）

担当：寺島副主査、大波主事

○ 所在地

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 本庁舎2階）

○ 電話番号 024-521-7062

○ メールアドレス senkyo@pref.fukushima.lg.jp